

徳島県工事関係書類等の 適正化ガイドライン(農林版)

令和3年10月

徳島県 農林水産部 農山漁村振興課

徳島県工事関係書類等の適正化ガイドライン(農林版)について

- **本ガイドライン**は、徳島県農林水産部及び各総合県民局農林水産部が発注する農林土木工事について適用します。
 - **本ガイドライン**では工事関係書類を必要最小限にするため、削減可能な工事書類や設計変更に係る考え方等を紹介しています。
 - **本ガイドライン**を活用し、工事関係書類等の適正化に向けた積極的な取り組みをお願いします。
- ※なお、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではありません。法令等に規定された書類の作成は適正に行ってください。

目次

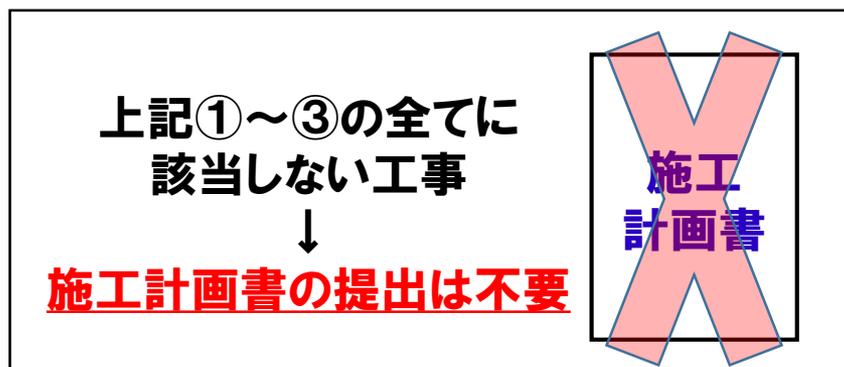
1	施工計画書・施工管理体制(一部改定).....	1
2	施工・安全管理(一部改定)	5
3	写真管理	8
4	材料品質管理書類(一部改定)	10
5	出来形管理書類(一部改定)	15
6	日報等の報告(一部改定)	21
7	書類の提出が対象外となる工事(一部改定).....	23
8	書類の提出方法・時期等(一部改定)	26
9	設計変更	33
10	関係基準等の保存場所(県HP)(一部改定)	35

1 施工計画書・施工管理体制

「施工計画書」の提出が必要な工事について

以下の①～③のいずれかの工事では、受注者は工事着手前に工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての「**施工計画書**」を監督員に提出する必要がある。

- ① **当初請負対象金額が5,000万円以上の工事**
- ② **低入札工事**
- ③ **仕様書に明記のある工事**



**※この場合、施工計画書を提出しても
工事成績評定に反映されません。**

徳島県農林土木工事共通仕様書

1-1-1-5 施工計画書

1.一般事項

受注者は、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(以下「低入札工事」という。)及び仕様書に明記のある工事においては、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。なお、低入札工事において、施工計画書の内容についての重点的なヒアリングを発注者から求められた場合には、応じなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めたときには、追記するものとする。ただし、維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

**※特記仕様書の改定(令和2年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う農林土木工事から適用)
共通仕様書の読み替え(1-1-1-5 施工計画書 請負対象金額を当初請負対象金額に読み替え)**

「施工体制台帳」,「施工体系図」の提出が必要な工事について

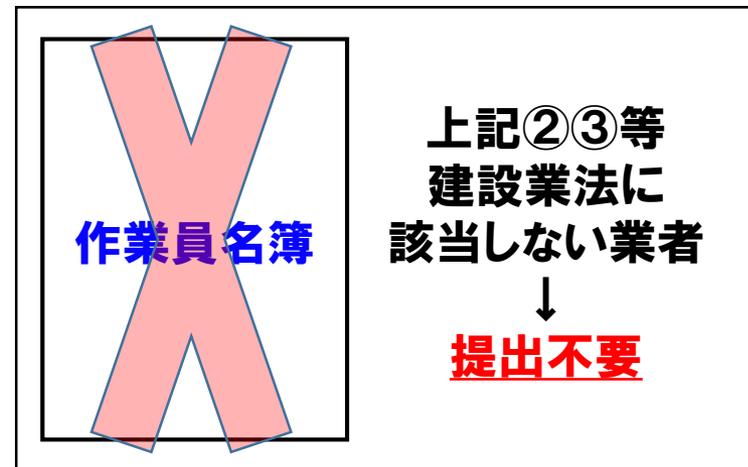
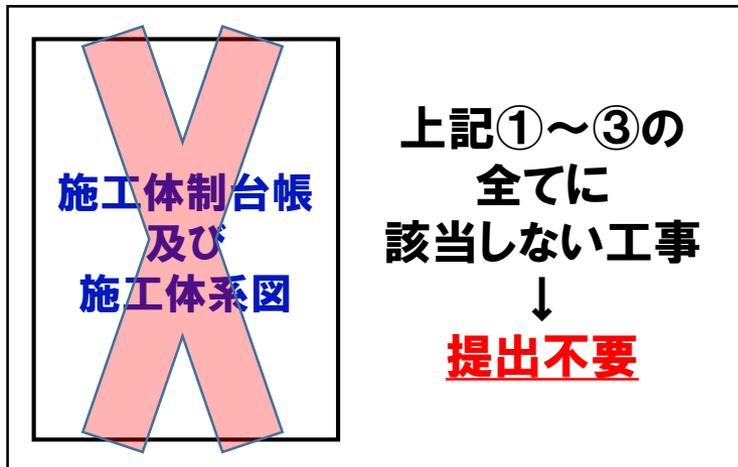
以下の①～③の場合,受注者は「**施工体制台帳**」及び「**施工体系図**」の提出が必要です。

①下請契約を締結(建設業者)

②交通誘導警備員を配置(警備業者)

③土砂等を運搬する大型自動車を配置(運搬業者)

※②③の作業員名簿は,建設業法に該当しないため, **提出不要**



徳島県農林土木工事共通仕様書 1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

1. 施工体制台帳の作成

受注者は, 下請契約(以下の3及び4の場合を含む。)を締結した場合は, 施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに, 施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

2. 施工体系図の作成及び掲示

受注者は, 下請契約(以下の3及び4の場合を含む。)を締結した場合は, 各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し, 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って, 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3. 警備業者の記載

受注者は, 交通誘導警備員を配置するときは, 警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

4. 運搬業者の記載

受注者は, 土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは, 運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

2 施工・安全管理

「安全訓練」に関する提出書類について

● 施工計画書を提出する工事, 又は
監督員が特に指示する工事

→ 「安全訓練等実施計画書」を監督員に提出

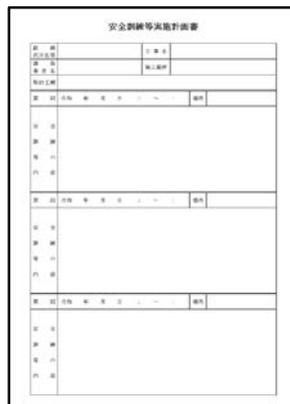
● 監督員が請求する工事

→ 「安全訓練等実施報告書」を監督員に提示

(※提出不要)

※ 安全巡視, TBM, KY活動, 新規入場者教育等の安全対策実施記録は
工事成績評定を行う工事のみ任意提出

安全訓練等実施計画書



The image shows a blank form titled "安全訓練等実施計画書" (Safety Training Implementation Plan). It has a header section with fields for project name, location, and dates. Below the header is a large table with multiple columns and rows, intended for detailing the training activities.

安全訓練等実施報告書



The image shows a blank form titled "安全訓練等実施報告書" (Safety Training Implementation Report). It has a header section similar to the plan form. A red box is overlaid on the main table area, containing the text "提示 ※提出不要" (提示 ※提出不要), indicating that this form is for reference and does not need to be submitted.

安全巡視, TBM, KY活動,
新規入場者教育
に関する安全対策実施記録



※ 実施した記録があれば
工事成績評定に反映されます。

徳島県農林土木工事共通仕様書

1-1-1-35 工事中の安全確保

17. 安全教育・訓練等の実施計画

受注者は、工事着手前に工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な実施計画を作成しなければならない。また、施工計画書を提出する場合又は監督員が特に指示する場合には、監督員に提出しなければならない。

18. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

3 写真管理

工事写真を省略できる場合について

以下のケース①～③の場合、工事写真は省略可能

ケース①品質証明書がある場合

公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合
↓
品質管理写真の撮影を省略可能



ケース②完成後測定可能な部分

完成後測定可能な部分
↓
出来形管理状況(形状寸法, 数量)のわかる写真を細別ごとに1回撮影でよい



ケース③監督員等が臨場時

監督員または現場技術員が臨場して段階確認した場合
↓
臨場時に撮影した写真を出来形管理写真としてよい



※別途受注者による出来形管理写真の撮影を省略可能

※③は県土整備部とは運用が異なります

徳島県農林土木工事施工管理基準(案) 10.写真管理基準 4.写真の省略

工事写真は次の場合は省略できるものとする。

- (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。
- (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況(形状寸法, 数量)のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。
- (3)監督員または現場技術員が臨場して段階確認し、撮影した箇所は、その写真を出来形管理写真としてよいものとし、別途受注者による出来形管理写真の撮影を省略することができる。

4 材料品質管理書類

JISマーク表示がされている材料・製品等の確認資料について

JISマーク表示がされている材料・製品の

- ・工事に使用した材料の品質を証明する資料 → JISマーク表示状態を示す写真等
- ・使用承諾願に添付する, 見本又は品質を証明する資料 → 認証書又は
JISマーク表示状態を示す写真等



→ **提出不要**

徳島県農林土木工事共通仕様書

第2編 材料編 第1章 一般事項

第2節 工事材料の品質

1. 一般事項

受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事しゅん工検査請求書提出時までに監督員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマークが表示がされている材料・製品等(以下「JISマーク表示品」という。)については、JISマーク表示状態を示す写真等の確認資料に替えることができる。

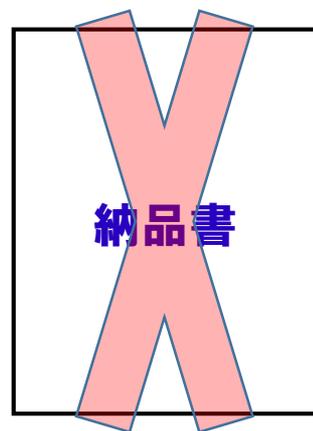
4. 使用承諾願の提出

受注者は、設計図書において指定された工事材料について、使用承諾願に見本又は、品質を証明する資料を添付し、工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、認証書又はJISマーク表示状態を示す写真等の提出とし、見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

使用材料の「納品書」の提出について

納品書の提出については規定していない。

ただし、コンクリートの納入書は監督員から請求があった場合は提示が必要です。



→提出不要

徳島県農林土木工事共通仕様書

1-3-3-2 工場の選定

2.JISのレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編1-3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書を使用前に監督員へ提出するとともに、レディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

レディーミクストコンクリートを用いる場合の提出書類について

受注者が、「マル適マーク使用承認工場」を選定し、その工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合、使用前に監督員に提出が必要な書類は、以下の①～③である。

- ①材料使用承諾願
- ②レディーミクストコンクリート配合計画書
- ③品質管理監査合格証の写し

骨材のアルカリシリカ反応性試験報告書
コンクリート用化学混和剤試験結果報告書
セメント試験成績表
骨材試験成績表
水質試験報告書
JISマーク表示制度認証書
日本工業規格適合性認証書 等

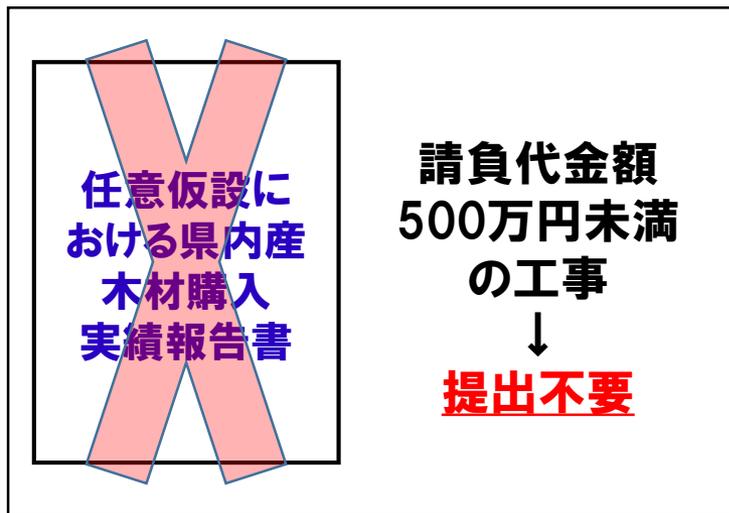
→提出不要

★「マル適マーク使用承認工場」とは？

全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場

「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」について

- 請負代金額500万円未満の工事 → **提出不要**
- 請負代金額500万円以上、かつ工事成績評定を行う工事 → **任意提出**



※徳島県では、県の施策として**県産木材の利用促進**に取り組んでいます。工事看板・バリケード等については、**県産木材を優先して使用するよう努めてください。**

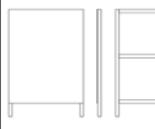
★木材利用換算表の作成・公表

(県HP「農林土木工事主要提出書類(施工管理等)」で公開)

- 受注者の入力負担軽減を図るよう「木材利用換算表」を作成・公表しています。
- 「木材利用換算表」は木材製品の実数量から体積(m³)に換算するための表です。
- 受注者は「木材利用換算表」を確認し、木材の体積を入力してください。

(参考)任意仮設における県内産木材購入実績報告書に係る木材使用量の換算表

この表は、任意仮設における県内産木材購入実績報告書に記載する木材の使用量の計算にあたり、参考となるように代表的とりまとめたものです。実態が以下の表にそぐわない場合は、別の方法で計算してください。

工種	規格など	(参考)計算方法	計算欄			小計(m ³)	(※)3Dイメージ
			数量	単位	体積(m ³)		
	1800*900	1枚あたり 0.035m ³	1	枚	0.035		
	1400*1100	1枚あたり 0.024m ³	1	枚	0.024		
	1400*800	1枚あたり 0.027m ³	1	枚	0.027		
	1400*550	1枚あたり 0.021m ³	0	枚	0.000		
	1400*300	1枚あたり 0.015m ³	0	枚	0.000		
	1200*800	1枚あたり 0.024m ³	0	枚	0.000		
	1200*550	1枚あたり 0.018m ³	0	枚	0.000		
	1200*300	1枚あたり 0.013m ³	0	枚	0.000		
	1100*800	1枚あたり 0.022m ³	0	枚	0.000		
	1100*550	1枚あたり 0.017m ³	0	枚	0.000		
(1) 工事用看板類	1100*300	1枚あたり 0.012m ³	0	枚	0.000	0.086	

5 出来形管理書類

出来形や品質のばらつきの判断のための「工程能力図」について(1/2)

「徳島県農林土木工事施工管理基準(案)出来形管理基準及び規格値」に記載された工種及び測定項目毎に、**測定点(※)**が6以上ある測定項目について、「**工程能力図**」が提出された場合、出来形の測定値に関するばらつきの判断について、工事成績評定に反映されます。
なお、「**工程能力図**」が不要な測定項目については、以下を参照してください。

★**工程能力図が不要な測定項目**

ただし、出来形管理図等の測定結果の分かる書類は必要

[出来形]

- ・主たる工種(及び副工種)以外の工種における測定項目
- ・出来形管理基準の「工種ごと・測定項目ごと」に見て、測定点が5以下の測定項目
- ・基礎砕石、均しコンクリートにおける測定項目
- ・隣接する既設構造物により設計値が定まる測定項目
(例:両側に既設構造物がある舗装工の幅)
- ・規格値が「設計値以上」となっている場合等、規格値の50%(80%)を設定できない測定項目
- ・施工後の実測値を設計値に反映した測定項目
- ・既製型枠を使用した工種(例:根固めブロック)における構造寸法に係る測定項目

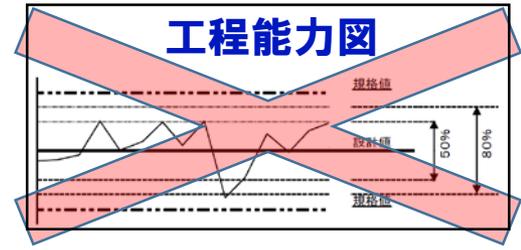
[品質]

- ・生コンクリートの品質(圧縮強度・空気量・スランプ等)

出典:「工事成績評定において確認する書類一覧表」の留意事項③

※**測定点について**

徳島県農林土木工事出来形管理基準(案)で定められた測定箇所(詳細は次頁参照)で測定された点のこと。



➡ **「工程能力図」を作成しても工事成績評定に反映されません**

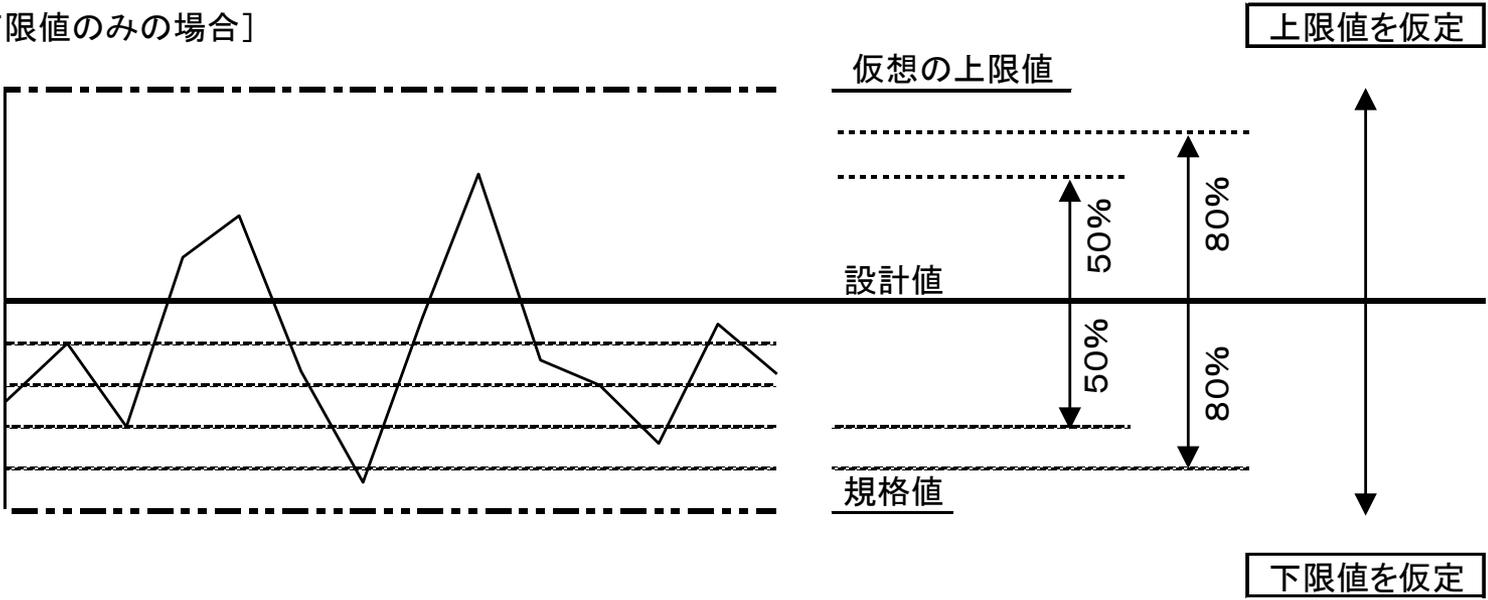
※工事がばらつきの判断の対象となるかどうかを事前に確認し、業務の効率化に努めましょう。不明な点については、監督員に相談してください。

出来形や品質のばらつきの判断のための「工程能力図」について (2/2)

測定項目の規格値が下限値のみの場合のばらつきの考え方は、下限値と同様の値があるものと仮定し、ばらつきの%(パーセント)を考慮する。
※規格値が上限値のみの場合も同様。

★出来形及び品質のばらつきの考え方 [工程能力図の場合]

[下限値のみの場合]



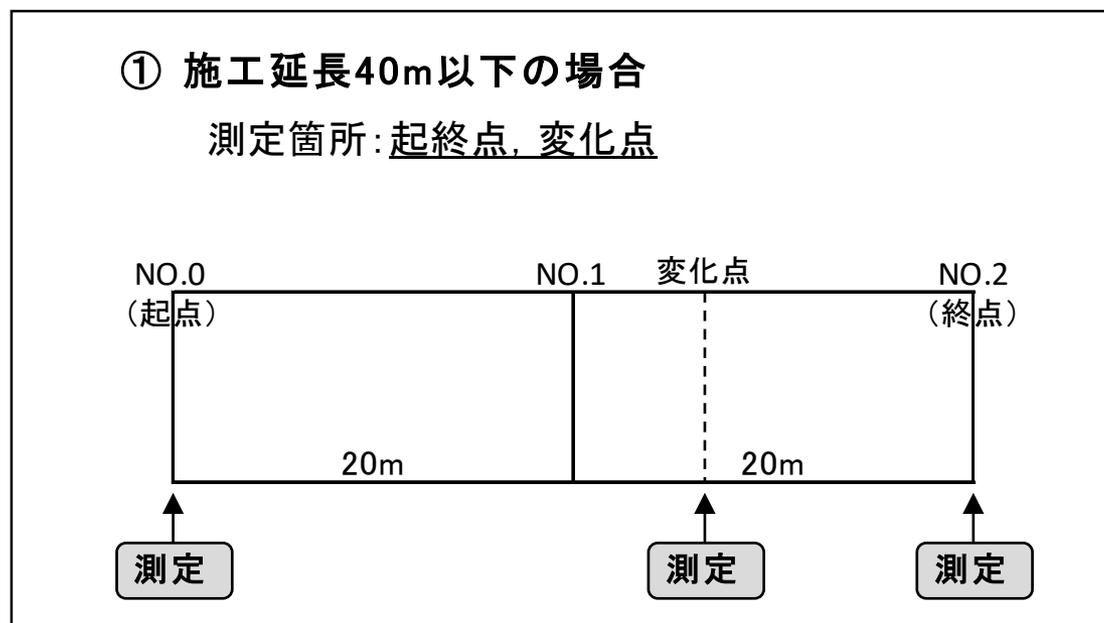
出典:「徳島県工事成績表の考査項目別運用表(土木)」の別紙-4(土木工事)

※仮想の上限値 (又は下限値) のない工程能力図が提出された場合、ばらつきで判断不可能として評定されますので、不明な点については、監督員に相談してください。

補足資料(出来形測定箇所の選定について) (1/3)

●出来形管理基準の測定基準において「施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所」測定とされている工種については、原則として、以下①～③に示す**測定箇所**について測定するものとし、その測定結果(出来形管理図表, 出来形管理図, 写真等)を提出しなければならない。

●なお、以下の①～③に示す**測定箇所**以外の箇所については、測定結果の提出は不要であるが、施工箇所全体に渡り、出来形管理基準に示す規格値を満足するよう施工管理を実施しなければならない。

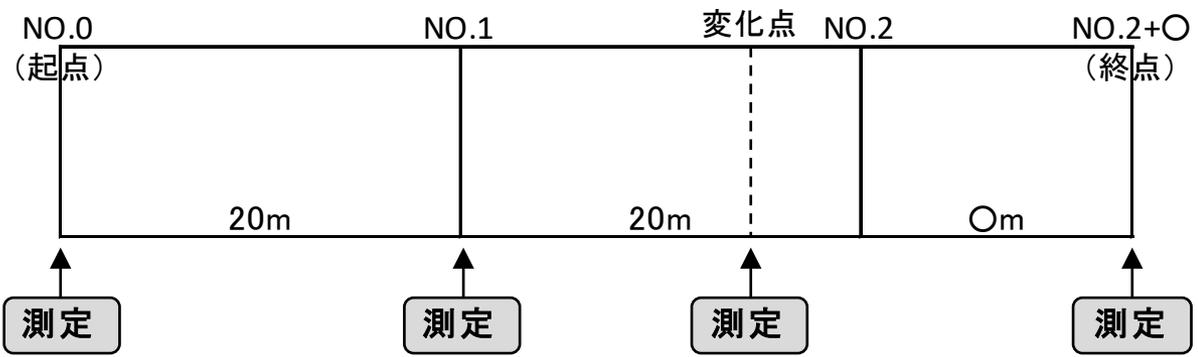


出典:徳島県農林土木工事施工管理基準(案)

補足資料(出来形測定箇所を選定について)(2/3)

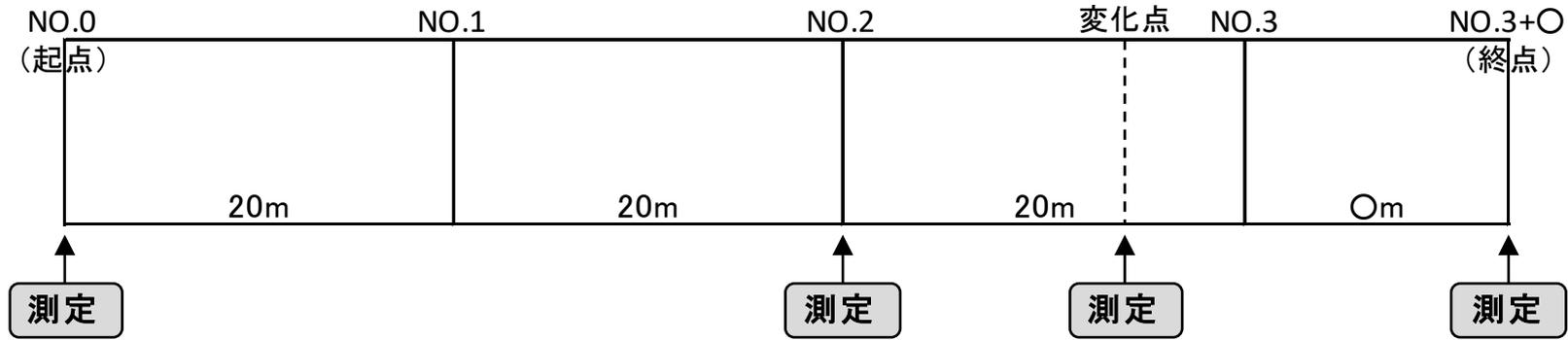
② 施工延長40mを超え60m以下の場合

測定箇所: 起終点, NO.1, 変化点



③ 施工延長60m超の場合

測定箇所: 起終点, 偶数NO測点, 変化点

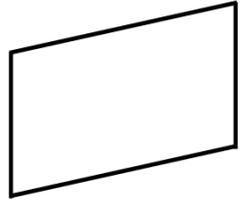


補足資料(出来形測定箇所を選定について)(3/3)

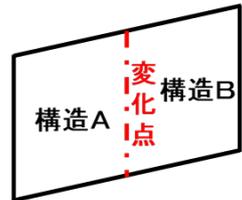
●**変化点**は、構造又は高さに変化する二重断面となる点、及び構造物の天端高や床付面の縦断勾配が変化する点とする(右図参照)。

※ただし、現場の状況により、これにより難しい場合は、監督員と協議の上、別途選定できるものとする。

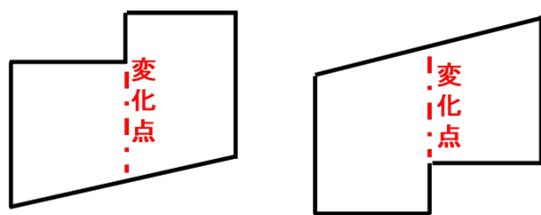
変化点について(参考)
変化点については、以下のケース1~4(※図面は構造物展開図)を参照し設定すること。
ケース1: 断面変化がない場合→変化点なし



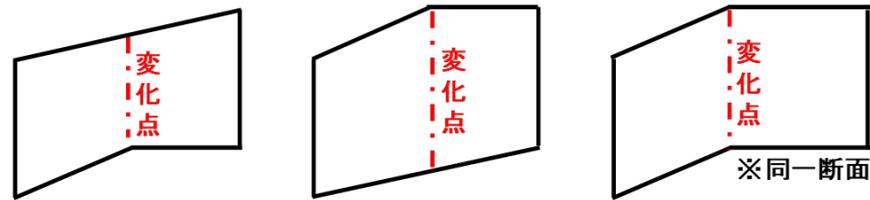
ケース2: 構造が変化する二重断面となる点



ケース3: 高さに変化する二重断面となる点



ケース4: 構造物の天端高や床付面の縦断勾配が変化する点



※同一断面

6 日報等の報告

7 書類の提出が対象外となる工事

請負代金額500万未満の工事で提出が不要となる書類について

以下の書類は**提出不要**

- ①建設リサイクル法第12条関係様式(説明書)
- ②建設リサイクル法第13条関係様式(分別解体等の方法等)
- ③工事实績データの登録(CORINS登録システム)
 - ・登録のための確認のお願い
 - ・登録内容確認書
- ④任意仮設における県内産木材購入実績報告書
- ⑤トラック(クレーン装置付)における上空施設への接触事故防止装置の使用報告書
- ⑥徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書

監督員が指示する場合にのみ提出等が必要な書類について

監督員からの指示(設計図書への記載)がなければ、以下の書類は**提出不要**

- ① 工事測量結果
- ② 土壌硬度試験及び土壌試験結果
- ③ 安全訓練等実施報告書
- ④ 工事履行報告書
- ⑤ 加熱加工鉄筋の調査・試験資料等
- ⑥ 資機材保管計画書
- ⑦ 墜落防止チェックシート

★現場説明書に「工事履行報告書の作成」について明記

(令和元年7月15日以降に入札公告又は指名通知を行う農林土木工事から適用)

・発注者は、工事工程を把握し、必要に応じて工事の促進の指示を行う必要があるような場合、現場説明書に「工事履行報告書の作成」について明記

現場説明書に「工事履行報告書の作成」
について明記されていない工事



→提出不要

8 書類の提出方法・時期等

工事関係書類の押印廃止について

一部の工事関係書類(契約書等)を除き、押印は**不要(押印廃止)**

- ・様式に「印」の明記がない工事関係書類 → 押印**不要**
- ・様式に押印欄がある工事関係書類 → 押印**不要**

(各種様式及び農林土木工事主要提出書類チェックリスト参照)

※押印しないことを強制するものでないため、押印されていても従来のおり受付けます。

「印」の明記がない書類



→押印**不要**
(※住所、氏名等は印字)

- ・工程表
- ・現場代理人及び主任技術者等選任通知書
- ・主任技術者兼務届 等

押印欄がある書類



→押印**不要**
(※名字を手書き又は印字)

- ・工事打合せ簿
- ・段階確認書
- ・工事履行報告書 等

※**情報共有システム**を活用する工事については、従来のおり情報共有システムにより処理を行うこととします。

「電子メールで提出した工事書類」の再提出(紙媒体の提出)について

「電子メールで提出した工事書類」は、印刷したものの再度提出は**不要**
ただし、電子メールで提出した工事打合せ簿等については電子納品が必要
(徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】参照)

電子メール
で提出した
工事書類

紙媒体
の提出

電子メールを活用可能な工事書類

- (1) 工事打合せ簿(提出・報告・通知・指示)
- (2) 休日・夜間作業届
- (3) 工事履行報告書
- (4) 工事実績データ(登録のための確認のお願い, 登録内容確認書)
- (5) 再生資源利用実施書
- (6) 再生資源利用促進実施書
- (7) 任意仮設における県内産木材購入実績報告書
- (8) 徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書
- (9) その他受発注者間の協議により対象とした書類

出典:電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領

「書類の提出期間」について

以下の書類の提出期間は、

「契約締結後(又は変更日から)**土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内**」である

(※工事履行報告書は、翌月の10日まで)

■対象となる書類

- 工程表
- 現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書(※1)
- 低入札工事の専任配置技術者選任(変更)通知書(※2)
- 着手予定届
- 技術者台帳
- 施工体制台帳の写し
- 施工体系図の写し
- 再下請負通知書の写し
- 工事履行報告書

(※1)の書類(当初)は、総合評価落札方式の場合を除く。

(※2)の書類(当初)は除く。

■適用時期

令和元年7月15日以降に入札公告又は指名通知を行う農林土木工事から適用

「書類の提出期間」について

<参考> 契約締結後(又は変更日から)土曜日, 日曜日, 祝日等を除き10日以内の考え方

○月	1	2	3	4	5	6
	月	火	水	木	金	土
	※契約締結日(変更日)は起算しない				※土曜日は起算しない	
7	8	9	10	11	12	13
日	月	火	水	木	金	土
	※日曜日, 祝日は起算しない		契約締結日(変更日)	①	②	③
14	15	16	17	18	19	20
日	月	火	水	木	金	土
		④	⑤	⑥	⑦	
21	22	23	24	25	26	27
日	月	火	水	木	金	土
	⑧	⑨	提出(提示)期限日 ⑩			
28	29	30				
日	月					
	契約締結日(変更日)が9日(火)の場合の, 土曜日, 日曜日, 祝日等を除き10日目					

<凡例>

	: 土曜日
	: 日曜日
	: 祝日

「雇用関係確認のための書類」の提出について

技術者等の雇用関係を確認する資料(健康保険証の写し等)は提出ではなく**提示**としている。

~~技術者等の雇用関係を確認する資料
(健康保険証の写し等)~~

→**提示(※提出は不要)**

雇用関係を確認する資料

書類	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証	健康保険法	従業員本人	全国健康保険協会 健康保険組合	
源泉徴収票	所得税法	従業員本人	建設業者	
健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会 健康保険組合	
住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書	地方税法	建設業者	市町村	
国家資格者等及び監理技術者 一覧表	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	建設業許可申請
技術職員名簿	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	経営事項審査申請
雇用保険被保険者証	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	

※出典:現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル

9 設計変更

発注者からの指示事項に対する設計変更等について

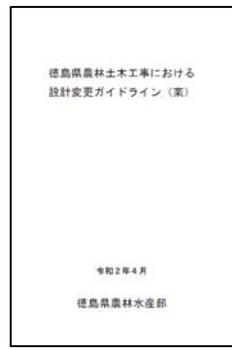
事例①

・設計図書(図面, 現場説明書, 仕様書)の範囲を超える内容について, 発注者が受注者に指示

対応する上での注意点

- ・発注者は, 変更を指示する場合, **指示書**により受注者に指示すること (※軽易なもの, 災害時等緊急な場合は除く)
- ・発注者は, 変更指示を行う場合は, **指示書**にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努めること(※緊急的に作業を指示する場合や, 概算金額の算定に時間を要する場合を除く)
- ・受注者は, **指示書**より実施内容, 概算金額を確認した上で作業を実施
- ・**徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン(案)**により適切な設計変更を行うこと

徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン(案)



設計変更に係る業務の円滑化を図るために, 発注者と受注者がともに, 設計変更が可能なケース・不可能なケース, 手続きの流れ等についてまとめたもの

事例②

- ・工事が設計図書に適合しておらず, 改造請求, 修補を発注者が受注者に指示
- ・仕様書に規定された方法で施工しておらず, 品質確認のための作業を発注者が受注者に指示

対応する上での注意点

- ・設計図書に適合していない場合, **正式な書面**により受注者に指示すること
- ・指示内容(費用負担含む)は, 事前に受発注者間で**協議**を行い決定すること
- ・発注者は一方的に受注者に指示しないこと

★対応ポイント

受発注者間で, 追加作業の目的, 実施内容及び概算金額について共有し, 作業実施後にトラブルとまらないよう適切な対応をお願いします。

10 関係基準等の保存場所(県HP)

関係基準等の保存場所(県HP)

名称	適用, 概要など	県HP公開
徳島県農林土木工事共通仕様書	各建設作業の順序, 使用材料の品質, 数量, 仕上げの程度, 施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求, 工事内容を説明したもののうち, あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyosha_nokata/sangyo/nogyo/2016101100158
徳島県農林土木工事施工管理基準(案)	農林土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたもの。 ・ 出来形管理基準及び規格値 ・ 品質管理基準及び規格値 ・ 写真管理基準	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyosha_nokata/sangyo/nogyo/2016101200285
農林土木工事主要提出書類	契約約款, 共通仕様書, 施工管理基準等から受注者が提出することとされた書類を抽出して整理し, そのうち主な書類をまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyosha_nokata/sangyo/nogyo/2011062400132
農林土木工事主要提出書類チェックリスト	提出書類について時系列や分類毎に整理し, 提出時期や対象工事等を記載したもの。	
電子メール等を活用した工事書類提出等に関する実施要領	農林土木工事における, 電子メール等を活用した工事書類の提出等に関する運用について必要となる事項について定めたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyosha_nokata/sangyo/nogyo/2010102900090
現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル	建設工事に配置する現場代理人及び主任技術者等について, 統一的な解釈及び運用を図り, 建設工事の適切な施工の確保に資するため, 現場代理人及び主任技術者等の設置に関する国や県からの通知, 建設業法, 約款, 共通仕様書等の内容をひとつにまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyosha_nokata/sangyo/nogyo/5043782/
徳島県農林土木工事における設計変更ガイドライン(案)	設計変更に係る業務の円滑化を図るために, 発注者と受注者がともに, 設計変更が可能なケース・不可能なケース, 手続きの流れ等についてまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyosha_nokata/sangyo/nogyo/2017020700030
工事成績評定において確認する書類一覧表	工事成績評定において確認する書類について一覧表にまとめたもの。	https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyosha_nokata/kendozukuri/kensetsu/5037327



徳島県 農林水産部 農山漁村振興課

TEL:088-621-2453

FAX:088-621-2859

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/nourinsuisanbu/nousangyosonshinkouka/>